

平成28年度第2回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時

平成28年9月8日（木） 午後1時30分～午後2時40分

2 場 所

甲斐市役所 新館2階 防災対策室

3 出席者

(1) 運営協議会委員

18名のうち15名出席

(2) 事務局

市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長

4 内 容

(1) 平成27年度国民健康保険特別会計決算について

①説明の要旨

- ・歳入合計が、92億109万9,257円となる。
- ・歳出合計は、88億9,288万4,359円となる。
- ・差引き、3億821万4,898円が翌年度への繰り越しで、黒字決算となる。
- ・平成27年度においては被保険者が減少する一方で、療養給付費が急増して1人当りの医療費が332,758円となり、前年度と比較して31,364円、10.4%の増加となった。
この急増の主な要因は、C型肝炎の新薬の影響となる。
- ・3億円余の黒字となった要因としては、国県支出金等の交付金が想定よりも増加したことと、3月分の療養給付費の伸びが若干鈍化したこと等による。
- ・医療費の急増等に備えるために、国民健康保険財政調整基金を市では保有しているが、その保有残高が6億475万8,000円となっており、概ね現在の医療費の1.5か月分くらいの残高となる。
- ・国民健康保険税については、平成22年度に税率を改正して以来据え置いている。現年の調定額は被保険者数の減少に伴い減少しており、保険税収納額も同様に若干の減少となっている。
- ・全体の調定額26億4,121万9,178円に対して、収入済額19億868万240円、現年分の収納率は91.27%滞納繰越分が22.26%で、前年度と比較して現年分が0.62ポイント、滞納繰越分が0.32ポイント向上している。
- ・使用料及び手数料については149万4,550円で、国民健康保険税の督促手数料となる。

- ・国庫支出金 17 億 5,041 万 1,505 円は、国庫負担金が 13 億 5,323 万 6,505 円で、一般被保険者の療養給付費及び、療養費、高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金の約 32%相当額が負担金として公布されるものとなっている。
国庫補助金の 3 億 9,717 万 5,000 円については、市町村の財政力の不均衡を調整するための普通調整交付金と、20 歳未満の被保険者数が多いことなどの特別な事情に対して交付される特別調整交付金になる。
- ・療養給付費等交付金 2 億 5,154 万 8,415 円は、退職被保険者の保険給付費の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものである。
- ・前期高齢者交付金 21 億 2,213 万 6,811 円は、保険者間の医療負担の不均等を調整するための交付金制度で、65 歳から 74 歳までの前期高齢者が少ない被用者保険者は、社会保険診療報酬支払基金に納付金を納付し、前期高齢者が多い国保のような保険者が交付を受ける制度となっている。
- ・県支出金 4 億 5,748 万 8,425 円は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、国保財政の安定化をはかるための都道府県調整交付金等となる。
- ・共同事業交付金 17 億 8,156 万 7,016 円は、高額医療費が国保財政に与える影響を緩和するために、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療に対して、超えた分の 59/100 が市町村に交付される高額医療費共同事業交付金 1 億 9,365 万 2,115 円と、県内の市町村間の保険税の標準化、財政の安定化をはかるためレセプト 1 件当たり 80 万円までの医療費に対して、同じく 59/100 の額が市町村に交付される保険財政共同安定化事業交付金 15 億 8,791 万 4,901 円となる。
- ・財産収入 114 万 6,000 円は、財政調整基金の運用利子である。
- ・繰入金 5 億 9,694 万 7,496 円は、低所得者に対する国民健康保険税軽減額の補填分としての繰入金 2 億 9,222 万 3,070 円と、低所得者を多く抱える保険者の財政基盤強化施策としての繰入金 1 億 5,484 万 6,157 円、その他職員給与費等の繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金等となっている。
- ・繰越金 2 億 9,338 万 7,174 円については、平成 26 年度からの繰越金となる。
- ・諸収入 3,629 万 1,625 円は、一般被保険者延滞金 1,542 万 8,400 円と、一般被保険者第三者納付金 1,709 万 4,538 円等となる。
- ・総務費、総務管理関係職員費支出済額 5,806 万 7,437 円は、職員 8 人分の人件費となる。
一般管理費 2,535 万 3,717 円は、国保事業のための消耗品、印刷製本費、被保険者証等の郵便料、診療報酬明細書の点検業務委託料等となる。次の連合会負担金 217 万 5,278 円は、山梨県国保連合会への負担金となる。
徴税费、賦課徴収関係嘱託、臨時職員費 142 万 3,315 円は、保険税の徴収のために嘱託員 2 名を採用しているが、その 2 名の能率給となる。
次の賦課徴収費 764 万 107 円は、賦課徴収にかかる消耗品、印刷製本費、納税通知関係の郵便料や、口座振替手数料等となる。

- ・運営協議会費 7 万 6,151 円は、国保運営協議会委員の報酬と事務費となる。
- ・保険給付費の全体の支出は 53 億 8,435 万 6,630 円で、国保会計における歳出の約 60%を占める。
- ・一般被保険者療養給付費 43 億 9,548 万 6,066 円は、一般被保険者に係る医療費に対して、保険者が負担した約 7 割分となる。
- ・退職被保険者等療養給付費 2 億 1,352 万 9,971 円は、退職被保険者等に係る療養給付費となる。
- ・一般被保険者療養費 6,448 万 4,884 円は、コルセット等の補装具、はり、灸、柔道整復師等に要する経費となっている。
- ・退職被保険者等療養費 361 万 9,243 円も同じく補装具等の経費となる。
審査支払手数料 1,723 万 5,221 円は、診療報酬請求明細書の審査手数料を国保連合会に支払ったものとなる。
- ・高額療養費については、高額な医療費により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として健康保険から支出をしたもので、総額で 6 億 4,576 万 9,881 円あった。
- ・一般被保険者高額療養費 6 億 941 万 4,730 円となっており、9,867 件の給付をしている。
- ・退職被保険者高額療養費 3,569 万 2,709 円となっており、340 件の給付をしている。
- ・一般被保険者高額介護合算療養費 66 万 2,442 円は、世帯内で国保と介護保険を合わせた自己負担額が高額になったときに支給するものとなる。
- ・退職被保険者等高額介護合算療養費は、支出なし。
- ・移送費についても、支出はなし。
- ・出産育児諸費、出産育児一時金 3,891 万 3,514 円は、93 件分の支出となっている。
- ・支払手数料 1 万 7,850 円は、出産育児一時金を直接、医療機関へ支払うためにかかる手数料を国保連合会に支払うものとなる。
- ・葬祭費 530 万円は、1 件 5 万円で 106 件分となっている。
- ・後期高齢者支援金 10 億 6,086 万 2,362 円は、後期高齢者医療制度への支援金となっている。今は、各保険者が後期高齢者の支援をするという仕組みとなっていることから国保でも同様に負担をしている。
- ・後期高齢者関係事務費拠出金 6 万 9,660 円は、被保険者数に応じた事務費の拠出金となっている。
- ・前期高齢者納付金 66 万 3,895 円は、65 歳から 74 歳の方の保険者間の医療負担の不均衡等を調整するための制度への支出で、被保険者数に応じた金額を社会保険診療報酬支払基金に支出をしている。
- ・前期高齢者関係事務費拠出金 7 万 1,650 円は、被保険者数に応じた事務費の拠出金となる。

- ・老人保健医療費拠出金の支出はなし。
- ・老人保健事務費拠出金 3 万 5,393 円は、旧の老人保健制度に係る事務費となる。
- ・介護納付金 4 億 794 万 8,836 円は、40 歳から 64 歳までの被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に支出したものとなる。
- ・高額医療費共同事業拠出金 1 億 9,112 万 5,578 円については、高額医療費が市町村国保財政に与える影響を緩和するため、国保連合会を実施主体として行われている、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療に対する再保険事業としての拠出金となる。
- ・保険財政共同安定化事業拠出金 16 億 7,043 万 738 円は、1 件当たり 80 万円未満の医療費に対する再保険事業の拠出金で、昨年度から制度が改正されたことから、約 10 億円の増額となっている。
- ・その他の共同事業事務費拠出金 1,628 円については、退職者被保険者リストの作成費用となっている。
- ・特定健康診査等事業費、特定健康診査費 5,152 万 2,989 円は、病気の予防や早期発見を目的として、健康診査を実施している臨時の看護師や保健師などの賃金、事務費、調査票などの郵送料や健診の委託料となる。
- ・特定保健指導費 254 万 1,097 円は、保健指導にかかる賃金、郵送料、委託料などとなる。
- ・保健衛生普及費 51 万 8,400 円は、国保だよりの作成経費となる。
- ・疾病予防費 562 万 2,467 円は、医療費通知とジェネリック医薬品差額通知を年 6 回、それぞれ発送しているが、その作成委託料と郵送料となる。
- ・財政調整基金積立金 114 万 6,000 円は、基金の運用利子分を積立てたもので、基金の残高は 6 億 475 万 8,000 円となる。
- ・公債費、利子 4 万 4,109 円は、資金繰りの関係で、一時的に金融機関から借り入れた利子となる。
- ・広域化等支援基金償還金 1,424 万 2,666 円は、平成 14・15 年度の国民健康保険調整交付金の過大申請による返還金が生じた際に、県の広域化等支援基金貸付金を活用して国に返還した。この貸付金を平成 21 年度から 29 年度の 9 年間で償還している当年度分となっている。
- ・一般被保険者保険税還付金 653 万 7,814 円は、過去に遡って資格を喪失した場合など、納付済みの保険税を還付したものとなる。
- ・退職被保険者等保険税還付金はなし。
- ・償還金 40 万 6,442 円は、平成 26 年度の国の老人保健医療費拠出金及び、山梨県老人医療対策事業費補助金の確定に伴う返還金となる。
- ・予備費の支出はなし。

② 主な質疑

- ・レセプト一件当たり 80 万円というのは、一月単位なのか、年間で判断するのか。

- ・一月単位となる。
- ・高額医療というのは、一月 80 万になるのか。
- ・共同事業についての高額療養費は、健康保険の財政に影響を与える規模のものに対してということになる。
- ・予備費の 3,000 万円については支出がなかったとのことだが、今までにはどのような支出があったのか。
- ・対応する予算がなく、議会で審議をする期間がないなど、どうしても予備費から支出をしなければならないケースには支出をするが、通常は予備費から支出をすることはない。
- ・前期高齢者納付金の中で、保険者間の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するための納付金について説明してほしい。
- ・65 歳から 74 歳までの前期高齢者は、社会保険等の被保険者も退職することで国民健康保険に加入することになるが、大量に加入することになると医療費が伸びてしまうことになるので、国で前期高齢者交付金として調整してもらっているものとなる。

(2) 平成 28 年度国民健康保険税の本算定について

① 説明の要旨

- ・本算定とは、国民健康保険税の年度当初の課税である。
- ・表 1 国民健康保険税率については、平成 22 年度以降据え置きとなっている。次の 2 の表がこの税率で算定した平成 28 年度の国民健康保険税額になる。調定額については課税をした金額で、収入見込額は現時点で見込んでいる収納見込額になっている。
- ・国民健康保険税は、一般被保険者と、退職被保険者に分かれており、それぞれさらに医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分となっている。
- ・この内の介護保険分については、40 歳以上 65 歳未満の方が対象となっている。また、退職被保険者については、平成 26 年度末で制度が廃止となっており、現在は経過措置期間中となっている。退職者医療制度に該当していた 60 歳以上 65 歳未満の被保険者が、65 歳に到達した時点で一般被保険者に移行することから、被保険者数は年々減少をしていき、平成 31 年度末で対象者はいなくなる。従って、退職被保険者分の保険税は減少していくとともに、将来的には退職被保険者という項目自体が、新規の課税ではなくなっていくことになる。
- ・本算定合計は、調定額で 18 億 8,413 万 3,000 円。また、予定収納率 90.65% をかけた収入見込額については 17 億 793 万 4,000 円となっている。予定収納率 90.65% は、平成 26 年度の決算の収納率を採用している。
- ・昨年度の本算定時と比べ、収入見込額で 4,655 万円の減少、また、本年度の当初予算の現年度分に対して 3,660 万円ほどの不足となっている。これは被保険

者数の減少と、国の制度改正による軽減対象範囲の拡大に伴う軽減世帯の増加等による、保険税の収入額減少によるものである。

- ・国民健康保険税の軽減額については、保険基盤安定繰入金として、国と県の負担による助成を受けて一般会計から繰り入れをするものと、退職被保険者分の療養給付費等交付金で補填されることとなる。
 - ・また、本年度については、前年度からの繰越金が3億円ほどある。それと昨年度療養給付費が急増したことから、財政調整基金からの繰り入れを1億7,000万円ほど予算計上しており、それらを併せて、現在の収納見込額で今年度国民健康保険特別会計の運営が可能であると考えている。
 - ・今後の医療費の伸びや、国県補助金の動向を注視して運営をしていく。
 - ・参考として、まず、本算定時の世帯数となるが、10,989世帯、被保険者数が18,751人となり、ともに減少傾向にある。減少の要因としては後期高齢者医療制度へ移行する方が増加していることと、社会保険等へ移行される方が増加していること等がある。
 - ・次に調定額の状況となるが、一人当たり調定額は100,482円で前年度より1,115円の増加、一世帯当りは171,456円で1,530円の減少となっている。一人当たり調定額の増加は課税所得の増加によるものと思われる。これに対して一世帯当りの調定額が減少となっているのは、被保険者数の減少に比べて世帯数の減少の割合が低かったためで、相反する結果となったものと思われる。
 - ・国民健康保険税の軽減状況となるが、医療保険分と、後期高齢者支援金分の軽減世帯数で5,693世帯、対前年度比較で36世帯の減少、介護保険分で2,417世帯、対前年度比較で44世帯の減少となっている。反面で、医療保険分と、後期高齢者支援金分の軽減世帯割合は、前年度比で約1%増加して約51.8%となっている。
- 軽減額の合計としては2億9,120万円となり、前年度より390万円の減少となっている。
- ・最後に国民健康保険税の限度額超過額となるが、医療保険分と後期高齢者支援金分の課税限度額がそれぞれ2万円ずつ引き上げられ、医療保険分が54万円、後期高齢者支援分が19万円、介護保険分は、据え置き16万円、合計で89万円となっている。
 - ・今回、限度額を超えた世帯数は、医療保険分が265世帯、後期高齢者支援金分が138世帯、介護保険分が104世帯となっている。限度額超過額の合計は1億1,124万円となり、1,845万円、18.6%増加となっている。
 - ・なお、限度額や、軽減の対象範囲については、国が来年度も拡大することを検討しているため、また、はっきりしたことが分かったら協議会で説明する。

②主な質疑 なし

(3) その他

① 説明の要旨

- ・現在、保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定作業を進めている。この計画については、現在実施している検診等、各保健事業について、内容の見直しや、医療費の診療報酬明細書のデータを用い、より効果の高い事業を展開するための計画となっている。この計画の策定をするに当たり、最終的には国民健康保険運営協議会に諮問をして意見を伺うという流れとなる。作業の進捗状況によるが年明けの1月ないし2月を考えている。
- ・国民健康保険法の改正により、平成30年度から運営主体が都道府県に移る。再任された委員にはこれまでも資料等を配布しているが、まだ詳細がはっきりしていない部分等がある。
- ・この制度が始まることにより、保険給付のための財源の流れが大きく変更されることとなる。現在は国や県からの負担金や補助金、交付金が市町村に入り、それと併せて市町村が税率を決定した国民健康保険税を財源に運営している。平成30年度からは医療給付に必要な国からの負担金や補助金は県に入る。また、県は市町村ごとの標準保険料率を算定するとともに、市町村ごとの保険事業費納付金の額を決定し、市町村はこれらを参考に国民健康保険税の税率を決定し、賦課徴収をして、県に納付することになる。県は市町村からの保険事業費納付金、国などの負担金・補助金及び県が負担する分などを併せて、市町村に保険給付費等交付金を交付し、それを財源として、市町村は保険給付として医療機関等に支払いをしていくといった流れと変わっていく。こういったことから、かなり大幅な制度改正となる。
- ・また、現在県で標準保険料率及び保険事業費納付金等を試算する準備を進めており、年内には試算結果が提示される予定となっているので、提示されたところでご報告する。提示された結果により、場合によっては保険税の引き上げ等に展開していくことも考えられるので、その際には詳細な情報を提供し、委員の意見を伺いたいと思っている。

②主な質疑 なし